

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会  
後援等名義使用承認基準要綱

1. 目的

この基準は、社会福祉法人香芝市社会福祉協議会(以下「本会」という。)以外のものが行う事業等で、本会の後援・共催・協賛(以下「後援等」という。)の名義使用を承認する行為に関し、必要な事項を定め・事務遂行の適正を図ることを目的とする。

2. 承認基準

主催者および事業内容等について、承認基準を次のように定める。

(1) 主催者(共催者を含む。)については、以下の要件を満たす団体、または、個人に対して承認する。ただし、会長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- ① 主催者が明確で、責任の所在があきらかであること。
- ② 主催者が政治、宗教、暴力的目的を有していないこと。

(2) 事業内容については、下記の要件を満たすものに対して承認する。ただし、会長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

- ① 政治活動・宗教活動、営利および売名行為を目的としないこと。
- ② 教育・文化・学術・福祉等の向上の寄与する等の公益性を有していること。
- ③ 原則として、全市的な規模もしくはそれ以上の規模で、誰もが自由に参加できる事業内容であること。

(3) その他、次の要件を満たしているものに対して承認する。

- ① 原則として、無料で実施されるものであること。ただし、参加者等から金銭を徴収(以下、「徴収額」という。)するものであっても、事業収益の相当額を寄附するために行う場合、または、徴収額が、その事業の運営にかかる実費相当額である場合は、この限りでない。
- ② 事業の実施に際し、金品の寄附・援助・事業参加等を強要しないこと。
- ③ 事業に伴う災害防止、公衆衛生その他安全対策が、十分に講じられていること。

3. 承認申請書の提出

後援等名義使用承認の申請をする場合は、「後援等名義使用承認申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入し、添付資料を添えて、原則として開催日の1カ月前までに本会事務局に提出するものとする。

4. 承認等の決定

本会事務局は、提出された申請書に基づいて審査し、名義等使用の承認、または、否認を決定する。なお、決定に際し、必要があれば理事会と調整して行うものとする。

5. 承認等の通知

申請者への後援等名義使用の承認(別紙様式2)および否認(別紙様式3)は、文書を

もって行うものとする。なお、承認に際して条件を付する場合は、別紙様式2の通知書に付記するものとする。

6. 申請書の再提出

後援等名義使用の承認決定後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出て再度承認を受けなければならない。

7. 承認の取り消し

前項に定める手続きを怠った場合、または、承認後において、承認要件に違反する事項があった場合や後援する行為が不適當を認められる行為等が確認された場合は、その時点で後援等名義使用の承認の決定を取り消し、今後、において後援等名義使用の承認をしないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。